

議案第 5 6 号

亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部改正について

亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 8 年 8 月 2 6 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部を改正する 条例

亀山市関町北部ふれあい交流センター条例（平成17年亀山市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第15条を第19条とする。

第14条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第18条とする。

第13条を第17条とする。

第12条中「第7条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第11条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第15条とし、第8条から第10条までを4条ずつ繰り下げる。

第7条第1項各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、同項第2号中「第3条第2項」を「第7条第2項」に改め、同項第3号中「第4条各号」を「第8条各号」に改め、同条第2項中「市」を「指定管理者」に、「、その」を「その」に改め、同条を第11条とする。

第6条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第5条中「第3条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第3条第1項中「センターの施設（設備を含む。以下同じ。）」を「施設」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第2条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 センターの管理は、亀山市公の施設の指定管理者の指定の
手続等に関する条例（平成17年亀山市条例第185号）第4条
の規定に基づき指定されたもの（以下「指定管理者」という。）
に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）センターの施設（設備を含む。以下同じ。）の使用の許可に
関する業務
- （2）センターの維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
（開館時間）

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分まで
とする。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定に
かかわらず、市長の承認を得て、同項に規定する開館時間を変更
することができる。

（休館日）

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- （1）月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律
第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日）
- （2）12月29日から翌年の1月3日までの日

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定に
かかわらず、市長の承認を得て、同項に規定する休館日を変更し、
又は別に休館日を定めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の亀山市関町北部ふれあい交流センター
条例第3条の規定によるセンターの管理を指定管理者に行わせる

ために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。